第５回民生教育まちづくり常任委員会

令和６年９月18日（水）午前９時30分

下呂市役所下呂庁舎　３－１会議室

１．委員長挨拶

２．市長挨拶

３．議長挨拶

４．付託案件

（１）議第74号　下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について

（２）議第75号　下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

---

**出席委員（７名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 中　島　ゆき子 | 副委員長 | 森　　　哲　士 |
| 委　員 | 桂　川　融　己 | 委　員 | 大　西　尚　子 |
| 委　員 | 高　井　範　和 | 委　員 | 鷲　見　昌　己 |
| 委　員 | 中　島　達　也 | | |

---

**欠席委員（なし）**

---

**委員外議員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　員 | 下　平　裕次郎 | 議　員 | 桂　川　いずみ |
| 議　員 | 加　藤　久　人 | 議　員 | 田　口　琢　弥 |

---

**説明のため出席した者の職・氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　　長 | 山　内　　　登 | 副　市　長 | 田　口　広　宣 |
| 教　育　長 | 中　村　好　一 | 総務部長 | 野　村　　　穣 |
| 総務部次長兼秘書課長 | 杉　山　由　美 | まちづくり推進部長 | 田　谷　諭　志 |
| デジタル課長 | 熊　﨑　孝　典 | デジタル課対策監 | 熊　﨑　純　也 |
| 市民保健部長 | 森　本　千　恵 | 市民サービス課長 | 二　村　和　男 |
| 市民サービス課対策監 | 河　合　純　佳 | 健康課長 | 加　藤　冬　城 |
| 地域振興部長 | 大　坪　孝　弘 | 萩原振興事務所長 | 小　林　　　哲 |
| 萩原振興事務所副所長 | 桂　川　直　也 | | |

---

**職務のため出席した者の職・氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 田　添　　　誠 | 議会総務課長 | 細　江　隆　義 |
| 議会総務課主任主査 | 柿ヶ野　明　広 | | |

午前９時30分　開会

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

おはようございます。

ただいまから第５回民生教育まちづくり常任委員会を開会いたします。

出席委員は７名で、定足数に達しており、委員会は成立しております。

なお、１番議員、５番議員、６番議員、８番議員から傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長挨拶をお願いいたします。

**〇市長（山内　登）**

おはようございます。

昨日までの一般質問、本当にありがとうございました。非常に、皆様方の多くから建設的な御意見、御提言を賜りまして、早速早々の部長会議等で一つ一つ精査をして、前向きにしっかりと検討させていただきたいというふうに思っておりますので、また今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。本日は付託案件２件でございますが、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

ありがとうございました。

続きまして、議長挨拶をお願いいたします。

**〇議長（中島達也議員）**

おはようございます。

昨日は中秋の名月ということで、月を見られた方も見えるかもしれませんが、もう確実に、暑いんですけど秋が来ているということです。

実は、この間、市長、副市長のほうへ、鷲見議会改革特別委員長と政策等説明会の具現化といいますか意見交換会、こういったことをフローの中でやっていきたいということで申入れをしてあります。市長も快く受けていただいておりますので、今後とも密なやっぱり議論をやっていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆様の質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は２回をめどといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁につきましても簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と

氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和６年第５回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第74号及び議第75号について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第74号　下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○健康課長（加藤冬城）**

よろしくお願いいたします。

議案書52ページを御覧ください。

議第74号　下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和６年９月２日提出。

提案理由でございます。

飛騨川温泉しみずの湯の経営安定確保のため、利用料金を見直し、燃料の高騰や物価上昇等に対応できるよう、当該条例の一部を改正するものでございます。また、併せて年間を通して営業時間を統一するものでございます。

条例要綱で説明させていただきます。

議案書56ページをお願いします。

改正理由は、先ほど述べました提案理由と同様でございますので、概要から説明させていただきます。

１．夏季のみ午前10時から営業しておりましたが、当該時間帯の利用者が少ないため、年間を通して営業時間を統一します。

２．温泉のみ利用について半年券と年間券を追加し、１回券の上限、下限の利用料金を引き上げ、温泉とプール利用について半年券と年間券の上限、下限の利用料金を引上げいたします。

３．この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（中島ゆき子議員）**

ありがとうございました。

議第74号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（桂川融己議員）**

ちょっと質問のほう、３点ほどさせていただければと思います。

今、しみずの湯のホームページのほうを見る中で、これまで年間券だとか半年券、とりわけこの条例の中に記載がない中でも販売をされているかと思いますが、今回追記をしなきゃいけなく

なったというか、するというような理由みたいなところがあればというところがあり、それにちょっと付随して、プールのほうに関しては、こちらは条例に記載があってそのまま販売はあったけれども温泉のみが今回追記となる、これまでなかったその理由に関してというのが１点目です。

２点目に関しては、今回値上げといいますか全体的に、恐らく今回の値上げのところを見る限り、現在のしみずの湯の入浴料が１回券800円というところで、この830円というところがもうぎりぎりに来ているというところが一番大きなところかなと思うんですが、ここに関して、過去に例えば値上げをしてきたタイミングだとかで、どういう経緯でこういう値上げをしたとかですね、もしそういった情報があれば、今回のところ等を踏まえてになってくると思いますが、この値上げのタイミング、その経緯などについて２点目。

３点目が、今回、恐らくこういう値上げの可能性があるということだというふうにどうしても考えてしまうんですが、その場合、時期的にはどういった時期があり得るのかとか、仮にもう今想定の時期があれば、その辺りもお聞かせいただければというふうに思います。

あと、ごめんなさい、最後ですが、市民の方々にやっぱり多く使っていただくという意味で、値上げになると市民の負担も増えると、もちろん受益者負担という意味では必要なことかと思いますが、その場合、下呂市民割みたいなものも想定されるのかですね、そういった辺りについてお聞かせいただければと思います。

**○健康課長（加藤冬城）**

まず１点目の年間券、半年券の今までなかった理由ということなんですけれども、まず指定管理者のほうから申出がありまして、そのタイミングでこちらのほうを計上しております。しみずの湯条例第10条関係、別表２表におきまして、温泉と温泉プールの半年券、年間券は委員さんおっしゃられたとおりあったんですけれども、こちらの範囲内ということで、こちらを準用するような形で下呂市が承認しまして、料金を設定ということで申出もありまして、それが市民の方にとっても利便性が上がるだろうということで、そちらにて準用しまして行っておりました。しかし、これではやはり明確ではないということがございましたので、今回の料金改定に合わせまして、しっかりと項目を明記するような形で改定のほうをさせていただきました。

続きまして、値上げのタイミングということなんですけれども、しみずの湯さん、ホリスティックさんがやってみえるんですけれども、こちらの役員会が毎月毎月やってみえまして、地元の方と一緒に。こちらのほうで、常に経営に関しまして協議をされておられます。もちろん、私どももそちらのほうに参加させていただきまして、そちらと協議しながら経営状況を見極めて、値上げをするかどうかのタイミングをはかっておると。当然、やっぱり総会等がありますので、そちらのほうで了承を得ることも必要になってきますので、基本的にはタイミングはやっぱり総会後というタイミングが非常に多いタイミングであります。

値上げ等に対しまして、市民の方への負担が上がるのかということなんですけれども、今までしみずの湯のほうは、例えば美輝の里、ひめしゃがの湯さんですと、今現在900円が１回券相場ということになっております。今までこれで頑張っては来られたんですけれども、やはり近年の

物価上昇や燃料費の高騰がありまして、非常に経費と見ますとやはり収入が追いついていかない状態になっております。こちらの関係で、料金のほうを改定させていただいたこともありまして、市民の方だけに特別なということは今現在は考えておりません。ただ、やはり回数券や年間券、半年券は市民の方がやはり利用されるのを想定しておりますので、こちらのほうで何とか市民の方には御理解をいただけないかなというふうに考えております。以上でございます。

**○委員長（中島ゆき子議員）**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

**○委員（中島達也議員）**

ここの経営については、大変前から、オール電化ということもあるんですかね、非常に厳しいということを聞いておりますが、前から言っているのは、健康施設を利用される方も多くお見えになることは知っているんですが、やはり市外の方の利用といいますか、要は飛騨というのは温泉というイメージでこちらへ来られる方も多いと思うんですが、やっぱり看板が、あそこに温泉施設があるかということが全然分からない、はっきり言うとね。前から副市長のほうに大分言っているわね。そういうことで、やっぱり市外の方の利用をもっともっと増やしてほしいということで、今回の利用料金の見直しだけで経営が安定するなんてことはちょっと思えないので、もっともっと、やはり今、金子さんでしたかね、まだね。金子さん替わられたんかな、一生懸命やってみえることはよく分かるんですけど、もっともっとやっぱり多く入っていただけるような営業施策といいますか、やってもらいたいと思いますし、この秋に予定されされております南飛騨Art Discoveryという大きなイベントがあるので、そういう外部の人たちが利用していただけるような、やっぱり営業施策、アプローチをしていただきたいなと思います。ちょっとその辺、どなたでもいいので答えてください。

**○健康課長（加藤冬城）**

まず看板のほうなんですけれども、確かに委員さんおっしゃられますように、41号線沿いに大きい看板があるんですけれども、あちらの色が剥げかけておりまして、非常に分かりにくいということがありまして、来年、指定管理者のほうで指定管理料も当然投入されることにはなるんですけれども、そちらのほうで改善をするということで案が出ております。

あと、細かな経営改善のほうなんですけれども、指定管理者と一緒に協議して話しておる分につきまして、まず今現在経営の調子がいい宴会のほう、こちらのほうをもっと回数を増やしていこうというふうに考えてみえるということです。

あと、通所Ａをあちらでやってみえるんですけれども、こちらも非常に利用者が多くて、利用されている方も満足度が高いということで、こちらのほうもまたさらに１日拡大しようというふうに考えてみえるということです。

あと、地元の祭り、商工会のほうとかとコラボしまして、いろいろイベントのほうがあるんですけれども、そちらのほうにも参加をしまして出張するような形でいろいろな、そこで物産販売

をしみずの湯としてもやってみえて、名前もそこで売っているということでございます。

あと、Art Discoveryもありますので、こちらのほうに際しましても、来場者の方に割引券を配ることをしまして、少しでも利用者を引き入れると、またその利用者がリピーターになって、また来ていただけるようにということで考えておるということです。

あと、飲食についても、メニューの更新、オリジナルランチとかも考案しながらやっていきたいというふうに指定管理者と協議して進めようとしております。以上でございます。

**〇委員（中島達也議員）**

ありがとうございました。

いろいろやられていることはよく分かるんですが、やはり目標値というものをしっかり持って取り組んでもらいたいと思います。毎月１回経営会議が開かれているということですので、その辺からいろいろ次への、それこそＰＤＣＡが回していただければいいと思います。とにかく看板、看板をあのままリニューアルするんじゃなくて、やっぱりお湯という、温泉施設があるよということが、しみずの湯はもう二の次でいいので、やっぱり温泉施設があるということをやはりＰＲして、特に我々の年代になるとどこかへ出かけるときに、やっぱり着替えを持って、どっかいいところがあったらちょっと温泉入っていこうかなというような、やっぱり我々の世代の人が今多いと思いますので、しっかりそういう人たちに利用していただくということでお願いします。以上です。

**〇委員（鷲見昌己議員）**

先ほど、ひょっとしてどこかで説明があれば申し訳ないんですが、先ほどの答弁の中で、ひめしゃがとか、美輝が900円というのがあって、今調べるとやっぱり900円なんですけれども、今回840円を上限ということで設定されたその経緯というか、これ経営上の問題もあると思うので、近隣との整合性でいうと900円が妥当なのかなとも思ったりしますし、その辺どういう考えで840円になったか教えてください。

**〇健康課長（加藤冬城）**

そうですね、830円が今現在上限ということで、今後こちらを上げていこうとしますと、830円が頭打ちになるということで、改定のほうは上限を1,330円で設定をしております。

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

で、幾らになるの。

**〇健康課長（加藤冬城）**

それで、上限の1,330円、下限480円の中で、こちらで料金を決めていくということでございます。

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

ほかはよろしいでしょうか。

**〇委員（高井範和議員）**

資料の54ページの温泉施設及び温泉運動浴施設の月券というんですか、１か月券、ここは変更

なしということでしょうか。

**○健康課長（加藤冬城）**

そうですね、月券のほうについては、特にこのままで十分いけるのではないかというふうに、この範囲の中で改定は必要ないということで判断して、改定のほうは上げておりません。

**○委員長（中島ゆき子議員）**

よろしいですか。

**○委員（桂川融己議員）**

先ほど、料金のほうでひめしゃが、美輝というところの話がありましたが、そちらに関しては民間の事業所で、しみずの湯に関しては指定管理ということで、市からもお金を出しているというところで、経営努力の質といいますか、両方どちらも必要だとは思うんですが、また少しばかり市民への、何て言うんでしょうか、恩恵みたいな部分でもちょっと違ってくる領域もあろうかと思うのですが、その辺りも含めて、やはり料金としてはそっちにそろえていくほうが適正というような判断を今、全体の中ではされていると、そういったことになるんでしょうか。

**○健康課長（加藤冬城）**

料金の改定につきまして、今、指定管理料がこちらのほうに投入されておるということで、やはりそちらのほうの負担も減らしていかなければいけないということで、指定管理者と一緒に経営改善に努めていきたいなというふうに思って、改定のほうを考えていくということでございます。

**○委員長（中島ゆき子議員）**

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第74号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第75号　下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○市民サービス課長（二村和男）**

議案書の57ページをお願いします。

議第75号　下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和６年９月２日提出。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、条例要綱で説明いたします。

59ページをお願いします。

１の改正理由は、提案理由と同じですので省略します。

２．概要。

(1)マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、被保険者証が廃止となる

ため、被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削ります。第29条関係でございます。

⑵この条例は、令和６年12月２日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

議第75号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

**〇委員（中島達也議員）**

これは上位法に基づいての条例改正だというふうに思いますが、ちょっと分からないというか、被保険者証が廃止になるというのはいつなのかということと、それから、マイナンバーカードを持っていない方はどうするという、この２点についてお願いします。

**〇市民サービス課長（二村和男）**

まず被保険者証の原則廃止ですが、12月２日以降からになります。つまり、12月１日までは被保険者証が発行されます。それで、２日以降どうなるかということなんですけれども、マイナンバーカードを持っていない方、もしくはマイナンバーカードと一体化したくない方に関しては、被保険者証と名前が違うんですが資格確認書というものを発行させていただきます。ですので、保険証がなくなるんですけれども、それに代わる名前が違ったものを、持っていない方には発行するという形になっております。以上です。

**〇委員（中島達也議員）**

どちらにしても、国がこういうふうにやるということで、下呂市のほうもそういう手続をやってみえると思うんですが、要は使われる市民の方がやはり迷わないように、しっかり周知をしていただきたい。資格確認書ですか、こういったようなもの今初めてお聞きするので、大体分かっておるんやけど、一応、何て言いますか、市民が困らないことを原則に対応してください。以上です。

**〇委員長（中島ゆき子議員）**

ほかにございませんか。

**〇委員（高井範和議員）**

マイナンバーということで、結構マイナンバーの手続の受付をやりますという案内をいただくんですけど、確かあと500人ぐらいかなあと思っておったんですけど、マイナンバーの下呂市民の持っていない人が。違っていたらすみません。個別に当たるとか、今の資格何とかというマイナンバーに代わるものも渡さなきゃいけないんでしたら、そのときに説明をして、極力マイナンバー化に行きたいんですよね。そういう取組はされているんですか。

**〇市民サービス課長（二村和男）**

マイナンバーの普及ということなんですけれども、国の方針としてはマイナンバーは任意という位置づけになっておりますので、市としては国の方針に基づきマイナンバーの普及に努めているところでございますが、一方で任意ということになるものですから、窓口をやらせていただき

ます、そういった周知はさせていただくんですけれども、窓口でその方に対してお声がけするまではちょっとやっておりません。ただ、今でもそうですが、月に１回、日曜日の休日窓口を開くなどして、なるべくマイナンバーカードを申請しやすい環境をつくりたいと思っております。以上です。

**○委員長（中島ゆき子議員）**

ほかにございませんか。

**○委員（大西尚子議員）**

今、資格確認書ということを発行していただけるということですけれども、やはり市民のほうは不安に思っていると思うので、その資格確認書というものを進めるということは行政のほうではちょっと難しいかと思いますが、そういった選択があるということをもう少しやはり皆さんに周知していただくようによろしくお願いいたします。

**○委員長（中島ゆき子議員）**

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第75号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第74号及び議第75号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第74号及び議第75号について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第74号　下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第74号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第75号　下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第75号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前９時57分　終了